

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年4月3日
【会社名】	日本電工株式会社
【英訳名】	Nippon Denko Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石山 照明
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目4番16号
【電話番号】	(03)6860-6800
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 須貝 俊一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲一丁目4番16号
【電話番号】	(03)6860-6800
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 須貝 俊一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成26年3月28日開催の当社第114回定時株主総会（以下「本総会」）において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本報告書を提出いたします。

2【報告内容】

(1) 本総会が開催された年月日

平成26年3月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額550,700,740円

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年3月31日

第2号議案 当社と中央電気工業株式会社との株式交換契約承認の件

当社と中央電気工業株式会社は、平成25年12月27日開催の両社取締役会の決議に基づき、平成26年7月1日（予定）を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、中央電気工業を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）により経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を実施することを決議し、平成25年12月27日、株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）及び統合契約を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約の承認をするものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

本株式交換及び本経営統合に伴い、定款の一部を次のとおり変更することにつきまして承認をするものであります。

この定款一部変更の効力は、第2号議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生日（平成26年7月1日予定）に生ずることといたします。

本株式交換により、中央電気工業が当社の完全子会社となることに伴い、新たな企業集団となったことを明確にするため、第1条（商号）を変更するものであります。

本株式交換により、中央電気工業が当社の完全子会社となることに伴い、同社の事業目的を勘案し、第2条（目的）に定める事項を追加するとともに一部字句の修正を行うものであります。

本株式交換に伴う新株発行及び今後の機動的な経営を図るため、第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

本株式交換に伴い第8条（単元株式数）を変更するものであります。

本経営統合に伴い事業が拡大することから、経営の監督・執行機能を強化することができるよう、取締役及び監査役の員数を見直すこととし、第20条（員数）及び第32条（員数）を変更するものであります。

本議案の承認可決による定款の変更は、第2号議案の承認可決及び本株式交換の効力発生を条件とし、定款変更の効力発生日を明確にするため附則を設け、併せて、附則の扱いに関して定めを設けるものであります。

第4号議案 取締役6名選任の件

取締役として、石山照明、汐田晴是、穴澤修二、小林啓晃、辻村春海、須貝俊一の6氏を選任するものであります。

第5号議案 株式交換による経営統合に伴う取締役4名選任の件

本株式交換による本経営統合に伴い取締役として、西野隆夫、越村隆幸、田中信夫、榮敏治の4氏を選任するものであります。

本議案による各取締役候補者の選任の効力は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生日（平成26年7月1日予定）に生ずることといたします。

- 第6号議案 監査役1名選任の件
監査役として、細井和昭氏を選任するものであります。
- 第7号議案 株式交換による経営統合に伴う監査役1名選任の件
本株式交換による本経営統合に伴い監査役として、小森一也氏を選任するものであります。
本議案による監査役候補者の選任の効力は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決され、
本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生日（平成26年7月1日予定）
に生ずることといたします。
- 第8号議案 役員報酬額改定の件
取締役報酬額を年額4億5,000万円以内、監査役報酬額を年額7,000万円以内とするものであります。
- 第9号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件
平成23年3月30日開催の当社第111回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた当社株
式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を継続するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成の割合	決議結果
第1号議案	67,356個	2,277個	0個	96.73%	可決
第2号議案	69,432個	150個	51個	99.71%	可決
第3号議案	68,904個	678個	51個	98.95%	可決
第4号議案					
石山 照明	67,695個	1,936個	0個	97.22%	可決
汐田 晴是	68,462個	1,166個	3個	98.32%	可決
穴澤 修二	68,462個	1,166個	3個	98.32%	可決
小林 啓晃	68,462個	1,166個	3個	98.32%	可決
辻村 春海	68,462個	1,166個	3個	98.32%	可決
須貝 俊一	68,462個	1,166個	3個	98.32%	可決
第5号議案					
西野 隆夫	68,446個	1,182個	3個	98.30%	可決
越村 隆幸	68,443個	1,185個	3個	98.29%	可決
田中 信夫	68,447個	1,181個	3個	98.30%	可決
榮 敏治	57,147個	12,481個	3個	82.07%	可決
第6号議案					
細井 和昭	68,852個	779個	0個	98.88%	可決
第7号議案					
小森 一也	50,785個	18,848個	0個	72.93%	可決
第8号議案	68,552個	1,081個	0個	98.45%	可決
第9号議案	51,881個	17,752個	0個	74.51%	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件

- ・第1号議案、第8号議案及び第9号議案
出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
- ・第2号議案及び第3号議案
議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成による。
- ・第4号議案、第5号議案、第6号議案及び第7号議案
議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に本総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分と本総会当日に出席した株主の一部の議決権の行使結果から、各議案が可決されたことが明らかとなったため、本総会当日に出席したその他の株主の議決権の数は、上記(3)の表中の各議案に対する議決権の数に加算しておりません。

以 上